

# 原子力災害に係る広域避難ガイドライン（素案）

H26.1.10

平成 26 年 月

関西広域連合 広域防災局

本ガイドラインは広域連合構成団体・連携県が協議して検討を進めているが、原子力災害時は国が避難等の実施判断を行うため、国の積極的な関与を得る必要がある。このため、国が設置し、関西広域連合も参画する「広域的な地域防災に関する協議会」又はその下に設置されたワーキンググループ（構成員：内閣府、原子力規制庁、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、関西広域連合）において最終的に取りまとめる予定。

## <目次>

はじめに	1
避難元と避難先のマッチング	3
防護措置の判断基準	6
広域避難に係る情報連絡体制	10
広域避難の実施	14
避難所と避難者支援	18
避難行動要支援者の広域避難	21
おわりに	22
[別添] 避難元・避難先マッチング表	24
(参考資料)	
参考1 避難元・避難先の全体像	26
参考2 関西2府8県バス協会々員保有車両台数一覧	28
参考3 主な避難経路図(避難元市町別)	28
参考4 避難中継所候補地一覧	28
参考5 関西2府8県放射線測定機器保有状況	28
参考6 スクリーニング測定記録票(様式例)	29
参考7 地域防災計画における広域一時滞在に関する規定の記載例	30

## はじめに

### 1 本ガイドラインの趣旨・目的

- 福井県の嶺南地域には 15 基（下表）の原子力施設が立地し、全国的にも稀な原子力施設集中地域となっている。これら原子力施設の UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）は、福井、滋賀、京都 3 府県にまたがり、地域内には約 52 万人の住民が居住している。万一事故災害が発生した場合は、これら住民の円滑な避難が求められる。

【福井県嶺南地域に立地する原子力施設】

事業者名	施設名	所在地	設備	炉型
関西電力(株)	美浜発電所	福井県美浜町丹生	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	〃
			3号	〃
	高浜発電所	福井県高浜町田ノ浦	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	〃
			3号	〃
			4号	〃
	大飯発電所	福井県おおい町大島	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	〃
			3号	〃
			4号	〃
	日本原子力発電(株)	敦賀発電所	福井県敦賀市明神町	1号
2号				加圧水型軽水炉(PWR)
(独法)日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	福井県敦賀市白木	-	高速増殖炉(FBR)
	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市明神町	-	新型転換炉(ATR)

- UPZ を含む府県・市町は、防災基本計画により、あらかじめ広域避難計画を策定するものとされている。広域避難計画の策定に当たっては、各府県・市町とも、どのような事故が発生しても域内住民が円滑に避難できるよう、UPZ 全体で避難が必要となる規模の災害を想定し、複数の避難先の確保を進めている。
- このうち、府県域を越える避難（以下「広域避難」という。）については、避難元府県の要請に基づき、関西広域連合（以下「広域連合」という。）において調整を行い、東方向に避難する福井県の一部を除く福井、滋賀、京都 3 府県の約 25 万人について、広域連合構成団体で受入れを行うこととした。

避難元		UPZ内人口(人)	第1避難先(府県内)	第2避難先(府県外)
福井県	嶺北	184,000	福井県内	石川県
	嶺南東部	79,000		奈良県
	嶺南西部	67,000		兵庫県
滋賀県	58,000	滋賀県内	大阪府	
京都府	128,800	京都府内	兵庫県、徳島県	
計		516,800		

計 253,500 人（府内避難のみの京都市 300 人を除く。）

- 本ガイドラインは、万一の際に関西圏域において広域避難が円滑に行われるよう、避難元と避難先のマッチング、情報連絡体制、広域避難の実施方針及び避難所運営方針等を定めるものである。これにより、避難元府県・市町の広域避難計画策定を支援するとともに、これに対応して、避難先府県・市町村の地域防災計画に広域避難の受入れを反映させ、関西府県全体の計画の整合を図る。

関西広域連合（広域防災事務）構成団体は、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、徳島2府4県と京都、大阪、堺、神戸4政令市であり、福井、三重、奈良、鳥取4県は「連携県」と位置付けられている。一方、福井、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島2府7県と関西広域連合は「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結している。

今回、福井県から兵庫県に対し兵庫県内に広域避難先を確保しておきたいとの申し出があったことから、本協定に基づき、関西広域連合広域防災局（事務局：兵庫県）において、滋賀県、京都府と併せて3府県全体の広域避難の受入調整を行った。

## 2 前提となる災害の想定

- ・ 原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。
- ・ このため、国の原子力災害対策指針では、原子力施設から概ね 30km 圏を UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）と定め、事前の対策を講じておくこととしている。
- ・ 本ガイドラインでは、どの原子力施設で事故が発生しても UPZ 内の住民等が円滑に避難できるようにするため、あらかじめ UPZ 内の全体で避難が必要となる災害を想定し、広域避難の実施計画を定めた。

### 【参考】原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針より）

区 域	原子力施設からの距離	定 義
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ: Precautionary Action Zone)	概ね 5 km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響 <sup>(注1)</sup> 等を回避するため、EAL に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone)	概ね 30 km	確率的影響 <sup>(注2)</sup> のリスクを最小限に抑えるため、EAL、OIL に基づき、緊急時防護措置を準備する区域
ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA: Plume Protection Planning Area)		<p>UPZ 外においても、ブルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZ の目安である 30km の範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。</p> <p>ブルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、ブルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ 外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。</p> <p>以上を踏まえて、PPA の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。</p>

(注1) 低線量の放射線では影響のないことがはっきりしており、ある線量(しきい値)以上になると影響が出る。受ける線量が多くなるに従って症状が重くなる。

(注2) 必ず影響が出るというのではなく、受ける線量が多くなるほど影響の出る確率が高まる。しきい値がない(どんなに低線量でもそれなりの影響がある)と仮定されている。線量が多いからといって症状が重くなるものではない。

## 避難元と避難先のマッチング

### 1 避難対象地域

- 本ガイドラインにおける避難対象地域の市町とUPZ内の人口、うち全面緊急事態に至った時点で即時避難が必要となるPAZ(予防的防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね5km圏)内の人口は下表のとおり。

【本ガイドラインにおける避難対象地域とその人口】 (単位:人)

府県名	市町名	UPZ内人口	うちPAZ内	府県名	市町名	UPZ内人口	うちPAZ内
福井県 (4市町)	小浜市	31,000	100	京都府 (7市町)	福知山市	600	0
	高浜町	11,000	5,500		舞鶴市	89,000	100
	おおい町	9,000	800		綾部市	9,300	0
	若狭町	16,000	0		宮津市	20,300	0
	計	67,000	6,400		南丹市	4,200	0
滋賀県 (2市)	長浜市	28,000	0		京丹波町	3,500	0
	高島市	30,000	0		伊根町	1,600	0
	計	58,000	0		計	128,500	100
					3府県(13市町)計	253,500	6,500

- また、原子力発電所別のUPZ内・PAZ内人口は下表のとおり。このうち事故災害時に実際に避難対象地域となるのは、避難指示において避難区域を定められた地域である。

【発電所別の避難対象地域とその人口】

		高浜発電所		大飯発電所		美浜発電所		敦賀発電所	
		UPZ内人口	うちPAZ内	UPZ内人口	うちPAZ内	UPZ内人口	うちPAZ内	UPZ内人口	うちPAZ内
福井県	小浜市	31,100	-	31,100	100	17,400	-	400	-
	高浜町	11,000	5,500	11,000	-	-	-	-	-
	おおい町	8,700	-	8,700	800	-	-	-	-
	若狭町	4,100	-	16,100	-	16,100	-	10,200	-
滋賀県	長浜市	-	-	-	-	27,600	-	27,600	-
	高島市	0	-	600	-	29,400	-	22,000	-
京都府	福知山市	600	-	-	-	-	-	-	-
	舞鶴市	88,900	100	83,700	-	-	-	-	-
	綾部市	9,300	-	1,900	-	-	-	-	-
	宮津市	20,200	-	-	-	-	-	-	-
	南丹市	4,200	-	3,800	-	-	-	-	-
	京丹波町	3,500	-	300	-	-	-	-	-
	伊根町	1,600	-	-	-	-	-	-	-
計		183,200	5,600	157,200	900	90,500	0	60,200	0

### 2 避難先の地域

- 避難元と避難先のマッチングは、下記調整方針により行った。
- 調整の手順としては、まず被災府県と応援府県のカウンターパート設定を行い、次いで、府県間の調整により、避難元市町と避難先市町村のマッチングを行った。
- さらに、避難元府県・市町と避難先府県・市町村間の4者協議により、避難元市町の地区ごとに避難先市町村における避難所ないしは拠点避難所を定め、合わせて避難経路・避難中継所など避難に当たって必要な事項を調整した。

< 広域連合における広域避難先の調整方針 >

カウンターパート方式で支援する。(カウンターパート設定)

被災府県	主たる応援府県
福井県	兵庫県
滋賀県	大阪府(幹事)、和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
京都府	兵庫県(幹事)、徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)

応援府県の管内の政令市は同一の被災府県の支援を行う。

避難先は、UPZ(概ね30km圏)外を基本とする。

今後、原子力災害対策指針にPPA(プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域)が導入され、UPZ外でも避難の準備が必要になった場合は、改めて検討する。

避難元府県・市町の避難先についての希望をできる限り尊重する。

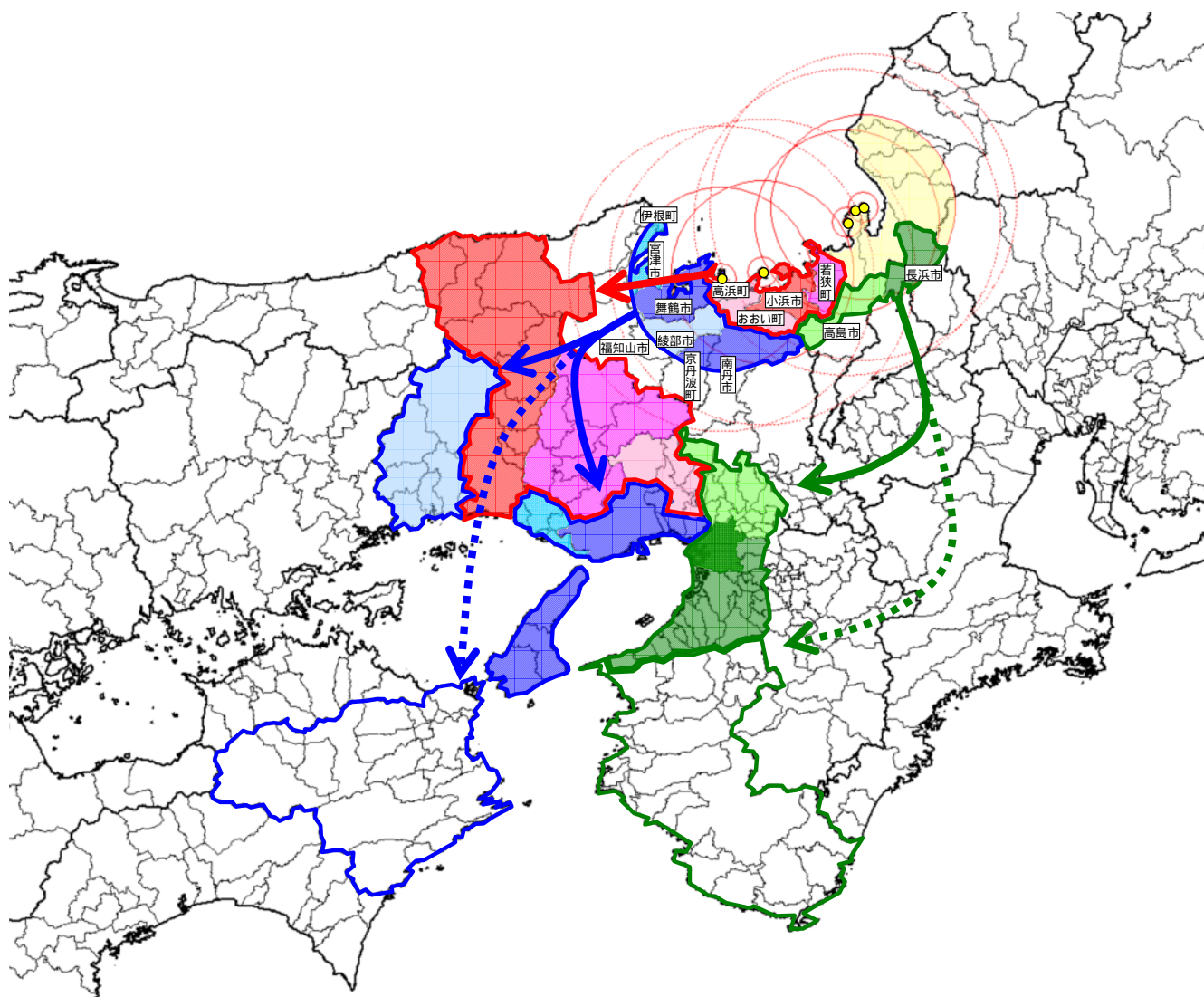
福井県、滋賀県、京都府は、他府県の避難先としては想定しない。

最短の避難経路を前提として避難に要する時間距離が、全体として可能な限り短くなるよう努める。

- ・ 避難元市町と避難先市町村のマッチング結果は下表のとおり。地区別(避難所レベル)の詳細なマッチング結果は巻末の[別添(調整中)]に示す。

避難元府県	避難元市町	対象人口(人)	避難先			
			府県	地域	市町村	
福井県 4市町 67,000人	若狭町	16,000	兵庫県 7市1町	北播磨	西脇市、小野市、三木市、加西市、加東市、多可町	
	小浜市	31,000		丹波	篠山市、丹波市	
			中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町		
おい町 高浜町	9000 11,000	兵庫県 4市1町	但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町		
京都府 7市町 128,500人	舞鶴市 南丹市 京丹波町	89,000 4,200 3,500	兵庫県 7市	神戸市		
		綾部市 福知山市		9,300 600	阪神南	尼崎市、西宮市、芦屋市
				宮津市 伊根町	20,300 1,600	淡路
			兵庫県 4市3町		西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町
		兵庫県 3市2町	東播磨	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町		
			徳島県	全体で予備枠を確保、必要に応じ避難先を割当て [一部の市町村への避難先の割当てを調整中]		
滋賀県 2市 58,000人	長浜市	28,000	大阪府 19市6町1村	大阪市 (一部)		
				泉北	堺市、和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町	
				中河内	八尾市、東大阪市、柏原市	
				南河内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	
	泉南	岸和田市、泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町				
高島市	30,000	大阪府 15市3町	大阪市 (一部)			
			豊能	豊能町、能勢町、池田市、豊中市、箕面市		
			三島	吹田市、高槻市、茨木市、島本町、摂津市		
			北河内	枚方市、守口市、門真市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市		
			和歌山県	全体で予備枠を確保、必要に応じ避難先を割当て		
計	13市町	253,500				

< 避難元と避難先（広域連合構成団体）の全体像 >



## 防護措置の判断基準

- ・ 広域避難を含む避難等の防護措置の判断基準は、国の原子力災害対策指針に定められている。判断基準の概要と各防護措置の実施フローは以下のとおりである。

### < 防護措置の判断基準の概要 > (原子力災害対策指針より)

名称	概要
緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL: Emergency Action Level)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急事態の初期対応段階の防護措置の基準</li> <li>・ 原子力施設の状況に応じて対応〔警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3区分を設定〕</li> </ul>
運用上の介入レベル (OIL: Operational Intervention Level)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性物質の放出後の防護措置の基準</li> <li>・ 緊急時モニタリングの測定結果(空間放射線量率)に応じて対応〔OIL1,2,4,6及び飲食物に係るスクリーニング基準の5区分を設定〕</li> </ul>

### < 緊急事態区分とEAL > (原子力災害対策指針より)

加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉施設(原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)

警戒事態を判断するEAL	措置の概要
<p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>
施設敷地緊急事態を判断するEAL	措置の概要
<p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。</p> <p>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>



<p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
<p><b>全面緊急事態を判断する E A L</b></p>	<p><b>措置の概要</b></p>
<p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 1 時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第 57 条第 1 項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第 72 条第 1 項の基準に適合しない場合には、30 分以上）継続すること。</p> <p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。</p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

< O I L と防護措置の概要 > (原子力災害対策指針より)

基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>1</sup>			防護措置の概要	
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	線：40,000cpm <sup>3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) 線：13,000cpm <sup>4</sup> 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき区域を特定する際の基準	0.5 μSv/h <sup>6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>8</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

3 我が国において広く用いられている 線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

4 3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

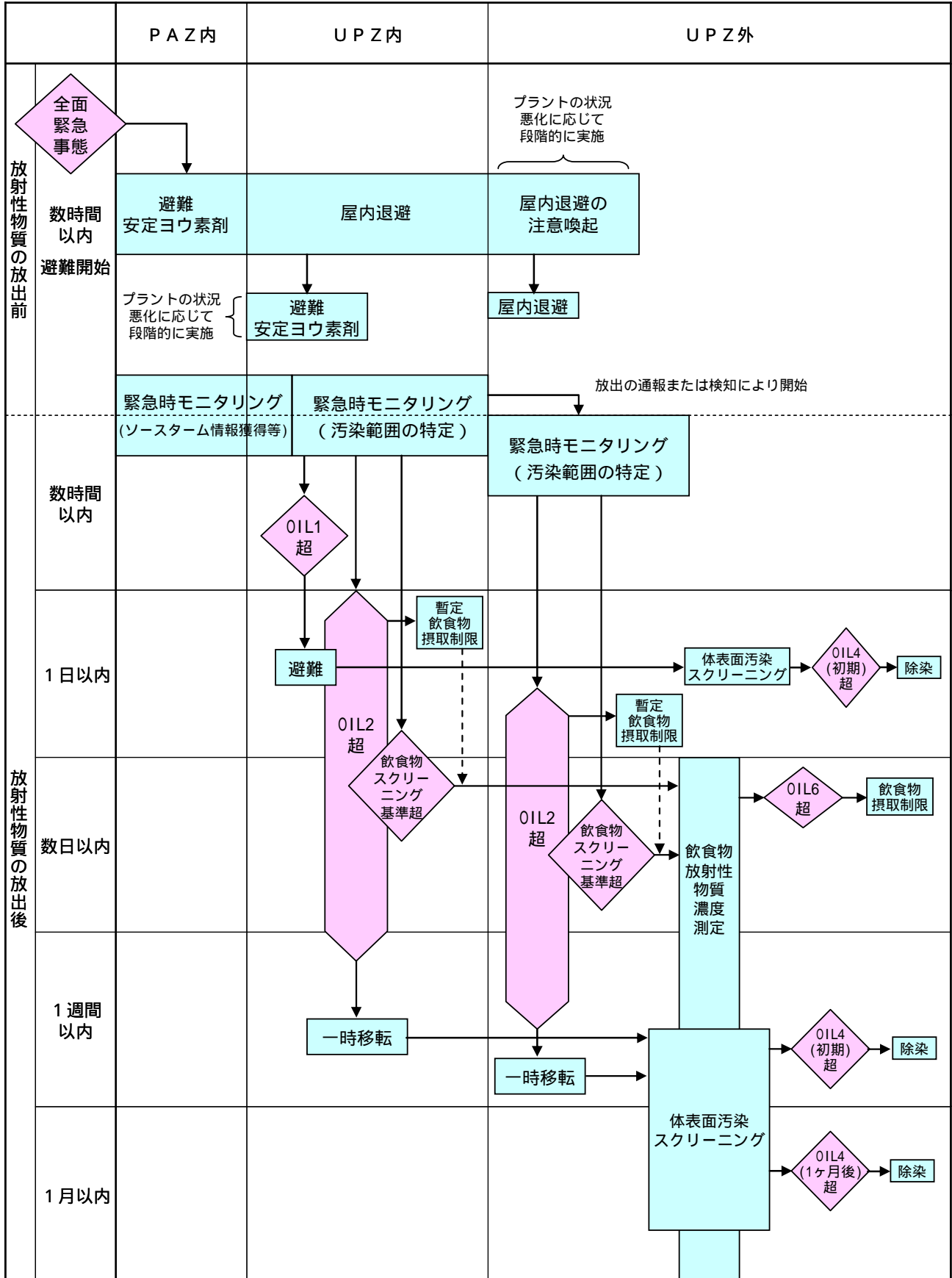
6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

< 防護措置実施フロー例 > (原子力災害対策指針より)



## 広域避難に係る情報連絡体制

原子力災害発生時の広域避難の実施に係る情報連絡体制は以下のとおりである。

迅速・的確に広域避難を実施するため、避難元と避難先の府県・市町村、広域連合が相互に整合を図りつつ計画策定等の事前準備を進めるほか、関係機関の協力も得て訓練を実施する等により、平時から連携の強化に努める必要がある。

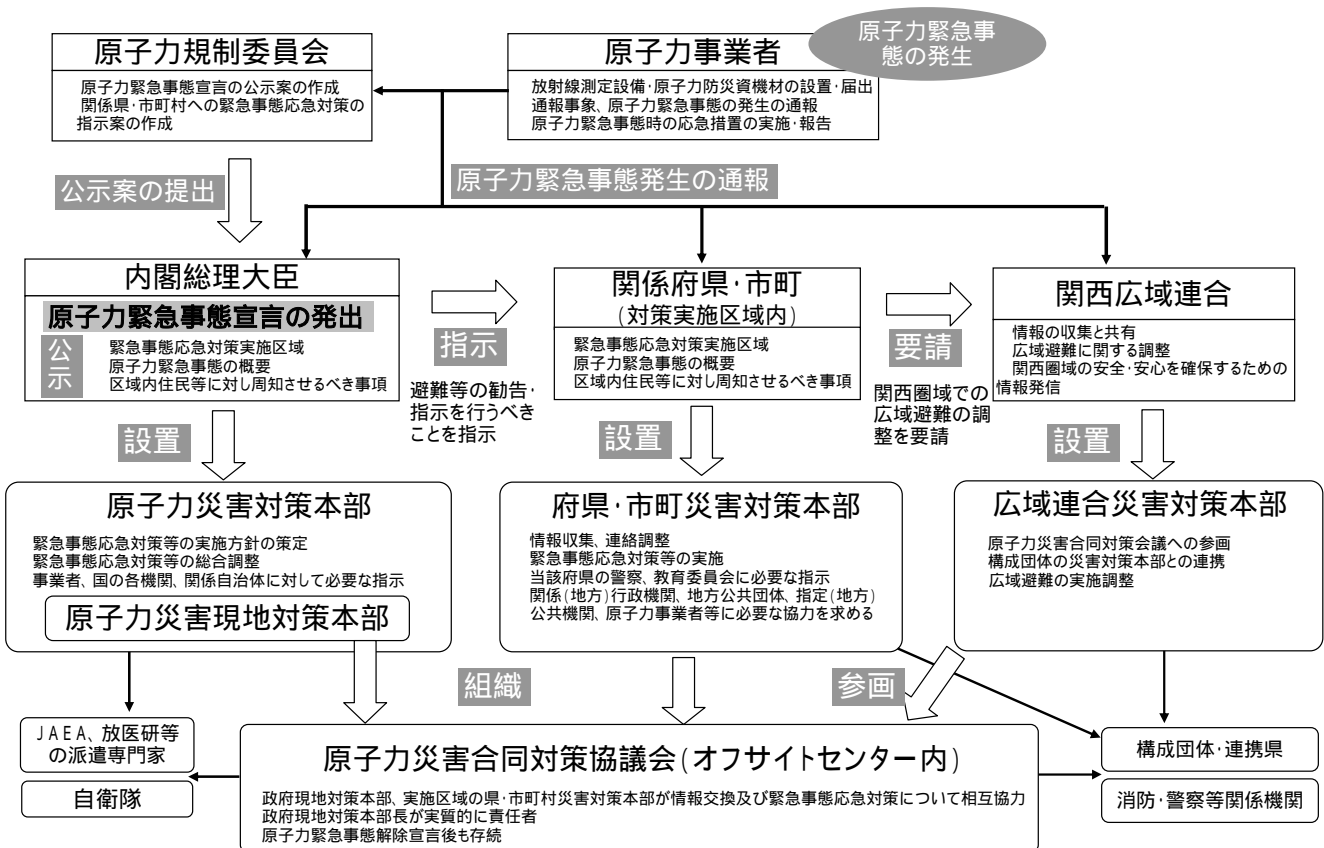
### 1 関係機関の役割

#### (1) 国

- ・ 国は、原子力災害発生時に避難等の防護措置の実施を判断し、地方公共団体に必要な勧告・指示を行う。

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項では、内閣総理大臣は、原子力緊急事態応急対策の実施区域を管轄する市町村長及び府県知事に対し、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことを指示するものとされている。

(参考) 原子力災害特別対策特別措置法の緊急事態応急対策との関係



## 緊急事態応急対策(広域避難)の実施

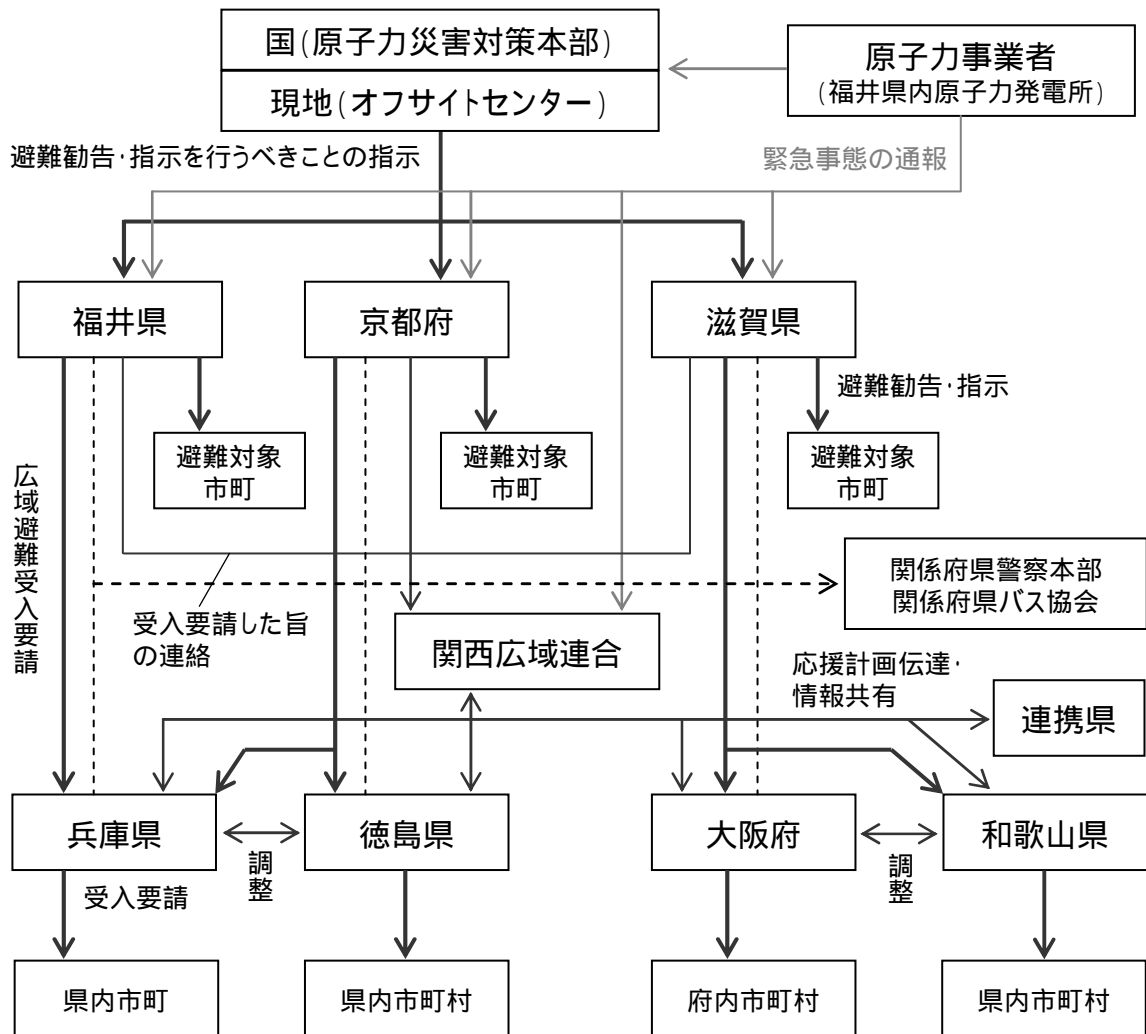
- ・ 原子力災害対策指針では、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、気象予測や大気中拡散予測の結果等も参考にして、EAL 及び OIL に基づき必要となる防護措置の実施判断を行った上で、避難が必要な場合は、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えることとされている。
  - ・ 避難措置を円滑に実施するため、国は、避難指示を行うに当たり、地方公共団体・住民等に対し、避難指示を行う理由、避難を要する地域の範囲、避難完了の期限、国による支援措置の内容等を合わせて示す。
- (2) 避難元府県・市町
- ・ 避難元府県は、国から避難指示があった場合は、避難元市町と連携し、事態の進展、緊急時モニタリングの結果等を考慮して、国の避難指示に基づき、具体的にどの地区の住民をどこに避難させるべきか（広域避難の必要性）を速やかに判断する。
- (事前にカウンターパートに設定した府県へ避難する場合)
- ・ 避難元府県は、避難元市町と協議し、カウンターパート府県への避難が必要と判断したときは、当該府県に広域避難の受入れを要請するとともに、その旨を広域連合に連絡する。この場合において、カウンターパート府県が複数の場合は、事前に定めた幹事府県にまず要請する。
- (事前にカウンターパートに設定した府県と異なる府県へ避難する場合)
- ・ 避難元府県は、カウンターパート府県から当該府県内で受入れができない旨の連絡を受けたときは、広域連合に広域避難の受入れを要請する。
- (3) 避難先府県・市町村
- (事前にカウンターパートに設定した府県へ避難する場合)
- ・ 避難元府県から避難の受入れの要請を受けた府県は、管内市町村と連携し、事前に定めた避難先を基本に速やかに広域避難の受入れを行う。
  - ・ 避難元府県から避難の受入れの要請を受けた府県は、管内市町村が被災等のやむを得ない事情により事前に定めた人数の受入れができない場合は、管内市町村及びカウンターパート設定において同一府県を応援することになっている府県と調整を行い、避難元府県の意見も聴取して受入れの割当てを見直す。
  - ・ 前項の場合において、避難元府県から避難の受入れの要請を受けた府県は、必要な調整を行っても自府県内で受入れができないときは、その旨を避難元府県及び広域連合に連絡する。
- (事前にカウンターパートに設定した府県と異なる府県へ避難する場合)
- ・ 広域連合構成府県・連携県は、広域連合から広域避難の受入可能人数・施設等の照会があったときは、速やかにこれに回答するとともに、広域連合が作成した応援計画に基づき、自府県内市町村と連携し、広域避難の受入れを行う。
- (4) 関西広域連合
- (事前にカウンターパートに設定した府県へ避難する場合)
- ・ 広域連合は、避難元府県からカウンターパート府県へ避難する旨の連絡を受けたときは、広域連合構成団体・連携県との情報共有を図り、必要な応援に備える。
- (事前にカウンターパートに設定した府県と異なる府県へ避難する場合)

- ・ 広域連合は、避難元府県から広域避難の受入れの要請を受けたときは、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元府県その他の構成府県・連携県と調整の上、応援計画（受入れの割当て）を作成し、各府県に伝達する。
- ・ 広域連合は、関西圏域内だけでは広域避難の受入れができない場合は、国、全国知事会、相互応援協定を締結している他ブロック等と調整を行う。

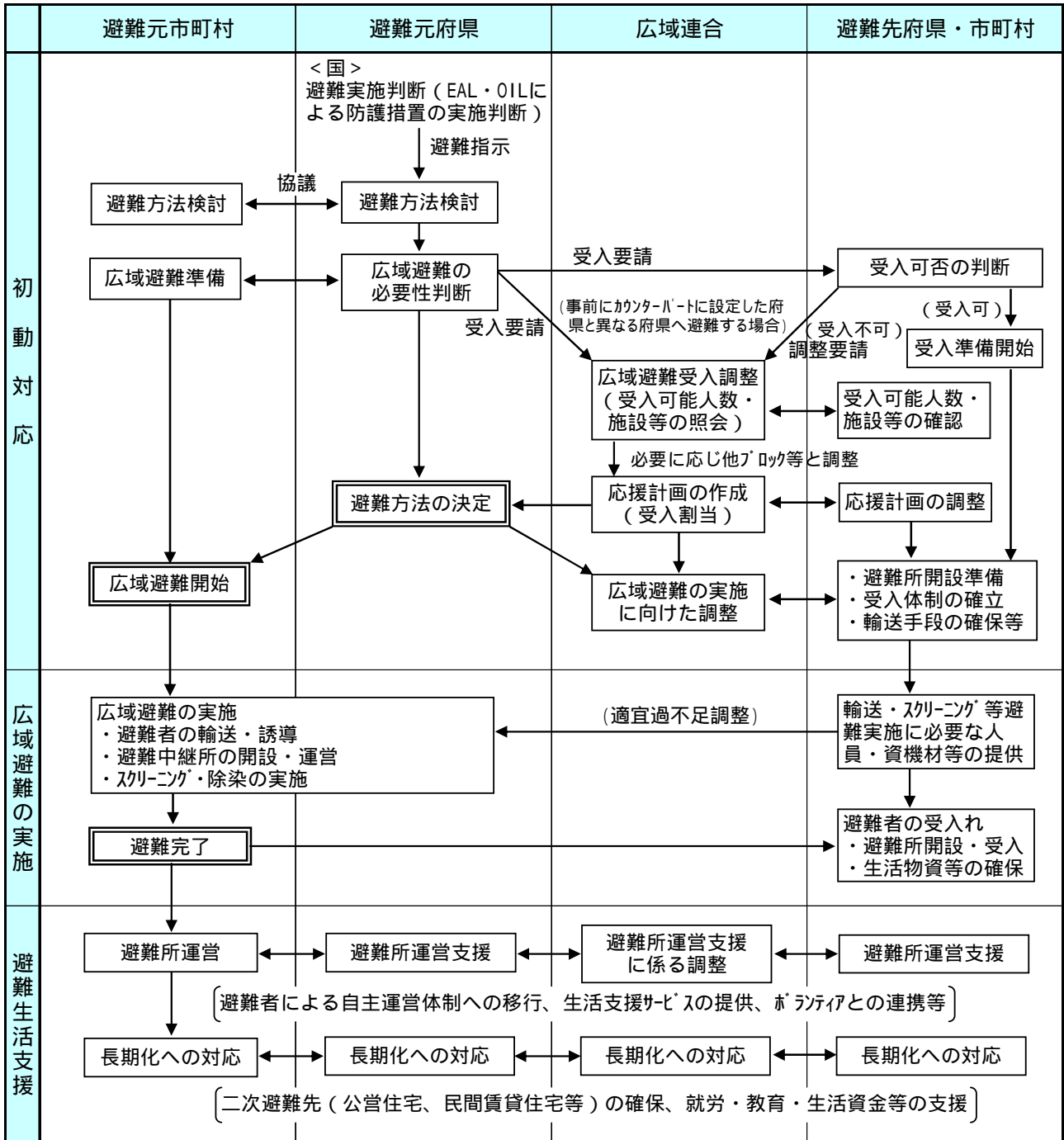
## 2 情報伝達と調整の流れ

- ・ 広域避難の措置が行われる場合の情報伝達・調整の流れは以下のとおりである。

< 情報連絡系統図 >



< 広域避難調整・実施フロー >

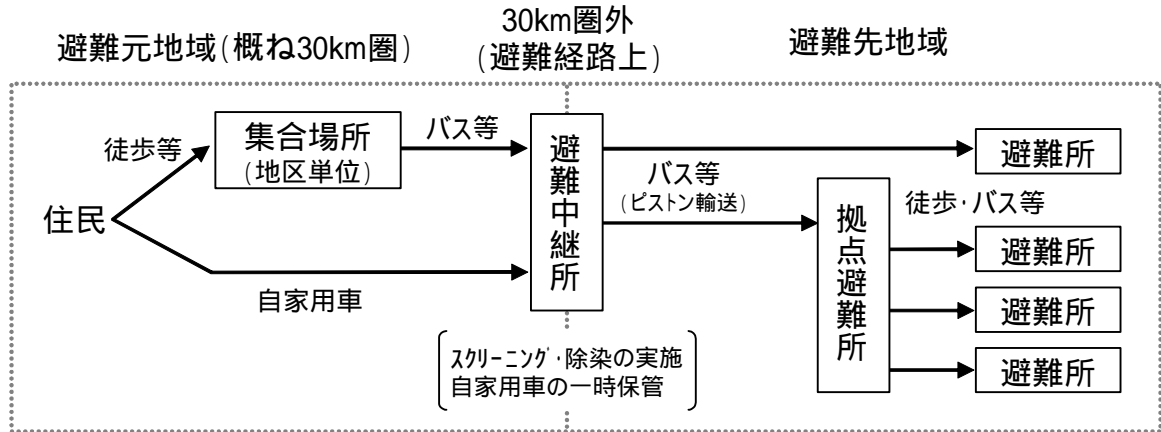


## 広域避難の実施

調整中。特に国が検討中のスクリーング<sup>\*</sup>の実施方法次第で内容に変更が生じる可能性がある。

### 1 広域避難の基本型

- 広域避難は下図のとおり避難中継所を経由して所定の避難所へ避難することを基本型とする。



#### < 避難元地域 避難中継所 >

- 避難を要する地区の住民は、地区(小学校区等)単位に、あらかじめ定めた集合場所からバス等で避難中継所に移動する。
- 即時避難の必要なPAZ内の住民及び地域の状況や時間的制約等により集合場所に移動することが不適當又は困難な住民は、自家用車で避難する。自家用車で避難した場合は、避難中継所に車両を一時保管する。

#### < 避難中継所 避難所又は拠点避難所 >

- 避難者は、避難中継所でスクリーングを行い、必要に応じ除染を行った上で、あらかじめ定めた避難所又は拠点避難所にバス等で移動する。

### 2 避難手段

#### (1) 避難手段の原則

- 避難による渋滞を抑制し、原子力施設に近い地域からの避難を確実にを行うため、原則として、避難を要する地区の住民は、地区(小学校区等)単位に、あらかじめ定めた集合場所からバスで集団避難する。
- 即時避難の必要なPAZ内の住民及び地域の状況や時間的制約等により集合場所に移動することが不適當又は困難な住民は、自家用車で避難する。
- この他、鉄道、船舶も活用する。

#### (2) 避難バスの確保

- 避難元府県、避難先府県、広域連合は、あらかじめ管内のバス事業者と締結した原子力災害発生時の輸送手段の確保等に関する協定に基づきバスの確保を行う。
- 避難元市町～避難中継所間のバスについては、避難元府県・市町が確保する。避難中継所～避難先市町村間のバスについては、避難元府県若しくは避難先府県が確保する。各府県は、自府県内のバス事業者だけでは必要な台数を確保できないときは、広域連合にバス確保の調整を要請する。



### (3) 避難バスの運行

- ・ 迅速な避難の要請に応えるため、避難元市町～避難中継所間のバスはUPZ内ないしは避難元府県内に営業所を有するバス事業者に、避難中継所～避難先市町村間のバスは避難元府県内若しくは避難先府県内に営業所を有するバス事業者に、それぞれ運行を要請する。
- ・ バスは、車両の有効活用及び車両のスクリーニング・除染の手間を省くため、避難中継所を境にピストン運行させる。
- ・ 広域連合及び構成団体・連携県は、バス事業者から各災害対策本部、避難中継所、拠点避難所に運行管理者の派遣を求め、運行の管理に当たらせる。
- ・ なお、避難元府県及び避難先府県内のバス事業者の名称及び営業所の所在地、各営業所のバス保有台数は【参考2（調整中）】のとおり。

### (4) 自家用車の抑制

- ・ やむを得ず自家用車で避難する場合は、地域で乗り合わせることを基本とする。
- ・ 避難元府県・市町村は、自家用車の抑制方法を事前に検討し、地区単位に合意形成を図っておくことが望ましい。例えば、アンケート等で自家用車での避難を希望する住民を事前に把握し、自力での移動が困難な高齢者等が同乗する場合は自家用車での避難を認めることとし、その場合の同乗者を決めておく「事前登録制度」などの取組が考えられる。
- ・ 自家用車で避難する場合も、避難中継所に自家用車を一時保管し、バス等により乗り換えて避難するよう誘導する。
- ・ 避難所での生活が落ち着き、避難先で駐車場を確保した避難者は、避難中継所に一時保管した自家用車を避難先に移動させることができるものとする。避難先に自家用車を移動する場合は、スクリーニング及び除染を行う。
- ・ 避難元府県は、その他必要に応じ、災害対策基本法第86条の14に基づき、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請するほか、国、避難先府県、広域連合に対し、鉄道、船舶等も含め、輸送手段の確保の調整を要請する。

## 3 集合場所

- ・ バスによる広域避難は、避難元市町があらかじめ定めた集合場所から行う。
- ・ 集合場所は、地域コミュニティの単位を維持して円滑に避難を行うため小学校を基本とする。
- ・ 避難元市町は、避難勧告・指示を発令する場合は、対象地区の住民に対して速やかに広報を行うとともに、集合場所に職員を配置して運営に当たらせる。
- ・ 集合場所は、避難所、避難経路等と併せて、事前に住民に周知しておく。
- ・ 若年者は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくの影響を受けやすいことから、在校中の児童・生徒、在園中の園児については、学校等の長の責任において、学校等から直接集団避難を行う。UPZ内の学校等は、避難元府県・市町の協力を得て、原子力災害発生時の避難計画を策定する。

## 4 避難経路

### (1) 避難経路の原則

- ・ バスで集団避難する場合も自家用車で避難する場合も、ともに高速道路、幹線道路を中心にあらかじめ設定した避難経路で避難する。
- ・ 避難経路は必ず避難中継所を経由するものとする。

### (2) 避難経路設定に当たっての留意点

- ・ 避難元府県・市町は、あらかじめ地区単位に避難所までの複数の避難経路を設定する。避難経路の設定に当たっては、警察、道路管理者と協議するほか、避難先府県内については、避難先府県・市町村の意見も聴取する。
- ・ 原子力災害発生時は、避難元府県・市町は、あらかじめ設定した複数の避難経路から、事態の進展、避難を要する区域の範囲、道路状況等を勘案し、警察、道路管理者と協議の上、主たる避難経路を選定する。
- ・ 避難元・避難先マッチングに基づく主な避難経路(避難元市町別)は【別添(調整中)】及び【参考3(調整中)】のとおり。

## 5 避難中継所

### (1) 避難中継所の設置運営

- ・ 避難元府県は、スクリーニング及び除染の実施場所、バスの乗換場所、自家用車の一時保管場所、食事・トイレ休憩場所となる避難中継所を設置する。
- ・ 避難中継所は、被ばくの抑制と汚染拡大防止の観点から、UPZ 圏外近傍に設置する。
- ・ 避難中継所の運営は、国及び原子力事業者が積極的役割を果たすよう求める。
- ・ 避難元府県以外の広域連合構成団体及び連携県は、カウンターパート方式により避難中継所の設置運営を支援する。

### (2) 候補地の事前選定

- ・ 避難元府県は、想定される避難者数、避難経路を踏まえ、避難元府県外も含め、十分な数の避難中継所の候補地をあらかじめ選定する。避難元府県外の候補地については、候補地の存する府県・市町村及び広域連合と協議し、選定する。
- ・ 避難中継所の候補地の選定に当たっては、以下の条件を考慮する。
  - 面積（バスの乗換場所となることから大型バスの駐車・行き交いができる空間を確保できること、自家用車の一時保管場所となることから避難中継所及びその近隣で多数の自家用車を駐車できる場所を確保できること）
  - 設備（スクリーニング及び除染の実施場所と多数の待機者を収容できる屋内空間とトイレを確保できること）
- ・ 避難中継所の主な候補地は下表のとおり。詳細は【参考4(調整中)】参照のこと。

#### 【避難中継所の主な候補地】

施設名	所在地	所有者	管理者
調 整 中			

## 6 スクリーニング及び除染

### (1) 実施場所

- ・ 避難元府県・市町は、被ばくの抑制と汚染拡大防止を目的として、避難経路上の30km圏外の避難中継所においてスクリーニング及び除染を実施する。
- ・ 事態の進展により増加する避難者を長時間滞留させることなく確実にスクリーニングを実施するため、避難中継所に十分なスクリーニングブースを配置するほか、状況に応じ、避難中継所を増設する。

### (2) 実施方法

- ・ スクリーニング及び除染は、国が定める標準的な実施方法及びこれに基づき避難元府県が定めるマニュアルにより実施する。
- ・ スクリーニング及び除染は避難者本人の健康管理のためにも行われるものであることから、原則として全避難者を対象に実施する。
- ・ 避難者の身体のみならず、必要に応じ、避難先に持参する携行品、避難先に乗り入れることを認められた自家用車等についてもスクリーニング及び除染を実施する。
- ・ 避難中継所には、スクリーニングの測定員や除染の作業員とは別に、被ばくや放射線の身体への影響に関する医学的知見から避難者に適切な助言・指導を行うことのできる医師を1名以上配置する。

### (3) 実施体制

- ・ 避難元府県は、各避難中継所で必要となるスクリーニング及び除染の人員・資機材の種別・数量を見積もり、あらかじめその実施体制や人員・資機材の確保手順を整備するほか、避難先府県、広域連合、放射線技師会等と連携して人材育成を行う。
- ・ スクリーニングで使用する主な資機材(GMサーベイメータ等)については、災害発生時に必要な数量を速やかに確保できるよう、あらかじめ関西圏域全体での備え付け状況を把握しておくものとする【参考5(調整中)】。
- ・ 避難元府県、避難先府県、広域連合は、あらかじめ国、原子力事業者、放射線技師会等と協議し、人員・資機材の確保に係る広域調整の手順を整備する。
- ・ 特に放射線技師については、スクリーニング・除染の測定員・作業員として協力を得ることが不可欠であることから、放射線技師会との協定の締結等により、あらかじめ協力要請の手順等について取決めを行っておくものとする。
- ・ また、放射線技師の協力を得るに当たっては各放射線技師が勤務する病院等の理解を得る必要があることから、病院等に対し病院協会等を通じた事前の働きかけを行うものとする。

### (4) 実施結果を示す書類の発行

- ・ 最初のスクリーニングの結果、除染が必要とされた避難者に対しては、適切な除染処置の実施とその後の本人の健康管理に資する資料として記録票【参考6】を作成し、避難元府県の責任で適切に保管する。

## 避難所と避難者支援

### 1 避難所

#### (1) 避難所の設置

- ・ 避難所は災害対策基本法第 86 条の 9 第 5 項に基づき、避難先市町村が設置する。  
     災害対策基本法第 86 条の 9 第 5 項において、広域一時滞在の協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れること、この場合において、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならないこととされている。

#### (2) 避難所の指定

- ・ 災害対策基本法第 49 条の 7 により、市町村長は、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。
- ・ 指定避難所は、発災時には当該地域の大多数の住民が避難することを想定し、平常時から事前に必要数を指定しておくことが適当とされている。また、指定避難所は、すべて広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうるものであるとされている。
- ・ 以上の趣旨を踏まえ、市町村は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、事前に管理（所有）者の理解を得ておくことが望ましい。

#### (3) 拠点避難所の設置

- ・ 避難先市町村は、避難者の受入れを行うほか、最終的な避難所への振り分けを行う場所として、大規模施設に拠点避難所を開設することができる。
- ・ 拠点避難所から最終的な避難所への移動については、避難先府県の協力を得て、避難先市町村が手配する。
- ・ 事前に策定する広域避難計画では、避難所の名称と所在地を定める。拠点避難所を開設する場合は、拠点避難所の名称と所在地を定める他、できる限り最終的な避難所の名称と所在地についても定める。

### 2 避難所の運営

#### (1) 避難所運営の原則

- ・ 避難開始当初は、避難元市町は住民の送り出し等に全力を挙げなければならないため、広域避難先の避難所運営を行うのは事実上困難と考えられることから、避難先市町村が避難者の生活支援など避難所運営において積極的な役割を担うものとする。

< 広域避難における避難先市町村の避難所運営に係る役割例 >

時期	役割	摘要
初動期	避難所の開設・施設管理	施設管理者が実施。
	開設当初の避難所運営	当初 3 日間を目安に避難先市町村が主導。避難元市町による運営、避難者による自主運営に順次切替え。
	仮設トイレの設置	避難所の設備状況や避難者数に応じて手配。
応急対応期	生活物資の調達・配布	避難先府県と連携して実施。不足する場合は広域連合に広域調整を要請。
	罹災証明の発行	必要に応じ避難元市役所・町役場と連携して実施。
	生活支援情報サービスの提供	

- ・ 原子力災害の場合は、広域避難先の市町村は、通常の行政サービスを行いながら被災者支援を行うこととなるため、避難所運営体制には限界がある。このため、避難所開設当初の避難先市町村主導の運営から、避難元市町による運営へ、さらには避難者による自主運営へと運営体制を順次切替えていく必要がある。
  - ・ 避難所運営体制の移行は、避難先市町村から避難元市町に引継ぎ、次いで避難元市町から避難者に引継ぐ場合と、避難元市町と協力して避難先市町村から直接避難者に引継ぐ場合が考えられる。いずれにしても各避難所には避難元市町職員が常駐するか、担当者を決めて高い密度で巡回する等、避難元市町の密接な関与が不可欠である。
- (2) 避難所運営に必要な人員・物資の確保
- ・ 避難元府県・市町と避難先府県・市町村は、あらかじめ協議して避難所運営の役割分担を定め、それに見合った人員の動員体制や物資の確保手順を整備するとともに、その内容を、避難元府県・市町村にあつては広域避難計画に、避難先府県・市町村にあつては地域防災計画に反映する。
  - ・ 避難所の施設管理は、避難所の運営体制に関わらず、施設管理者が継続して行う。
  - ・ 避難所運営に必要な人員・物資は、避難元・避難先の府県・市町村が協力して確保し、不足する場合は、広域連合を通じ、関西府県・市町村に協力を要請する。広域連合を通じた人員・物資の確保手順は、関西広域応援・受援実施要綱で示したとおり。
- (3) 避難所の開設期間
- ・ 避難所の開設期間は、目安として2ヶ月を上限とする。
  - ・ 避難所の開設期間は、国の基準では「災害発生の日から7日以内」であり、7日以内の閉鎖が困難なときは、事前に厚生労働大臣へ協議し必要最小限度の期間を延長することができる」とされている。上述の「目安として2ヶ月を上限」は、期間延長が必要な場合でも、一定の区切りとして2ヶ月を目安に避難所を閉鎖すべきである旨を示したもので、あらかじめ2ヶ月まで避難所開設を許容する旨を示したものではない。
- (4) 旅館・ホテル等の取扱い
- ・ 公共施設等を避難として開設するのが原則だが、これだけでは不足する場合や高齢者等の利用に配慮した避難所が必要な場合等には、公的な宿泊施設や民間の旅館・ホテル等を借り上げて避難所とすることも可能であり、積極的な活用が望まれる。
  - ・ 旅館・ホテル等については、以下の活用方法が考えられる。
    - 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の災害時要援護者の利用に配慮した避難所周辺の避難所入所者のための入浴施設
    - 公共施設等での避難生活が長引く場合の休養・リフレッシュ用の一時滞在施設
    - 二次避難先

### 3 避難長期化の対応

#### (1) 避難者の生活支援

- ・ 避難先では、避難者の誰もが適切な生活支援サービスを受けられるよう、避難元と避難先の府県・市町村間で、また、避難先の府県・市町村間で情報共有を図るとともに、国に対し財源の手当ても含めた包括的な支援メニューの整備を働きかける。
- ・ 避難元府県・市町は、避難先府県・市町村、国その他関係機関・団体の協力を得て、

避難期間が長期に及ぶ場合の就労のあっせんや住まいの確保、さらには移住も含め、避難者のニーズにきめ細かく対応した支援を行う。

## (2) 二次避難への移行

- ・ 避難元府県・市町は、避難生活による避難者の負担、避難所を提供する避難先市町村への影響等を考慮し、避難当初から二次避難先の確保を開始する。
- ・ 避難元府県・市町は、避難先府県・市町村の協力を得て、二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数及び世帯数の把握、各避難世帯の意向把握に努める。
- ・ 避難元府県・市町は、可能な限り早期に二次避難先への移行を進める。特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、その早期解消に努める。

## (3) 二次避難先の確保

- ・ 二次避難先は避難元府県内で確保する。
- ・ 災害の状況によっては、避難元府県内に早期に戻れない恐れがあることから、避難元府県の要請に応じ、避難先府県は、管内市町村と連携し、二次避難先を確保する。
- ・ 二次避難先としては、公営住宅（URを含む。）民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅（みなし仮設）国・地方公共団体の職員官舎を確保し、それでもなお不足する場合に、応急仮設住宅を整備する。
- ・ 公営住宅、みなし仮設、職員官舎、応急仮設住宅整備用地の確保を円滑に進めるため、広域連合はあらかじめ構成団体・連携県と協議し、これらの確保に係る広域調整の手順を検討するほか、関係する事業者団体との協力関係の構築に努める。
- ・ 二次避難先への移行を円滑に進めるため、当面必要となる家電製品等の生活用品の確保（無償提供等）について、国、日本赤十字社、経済団体等に協力を求める。

## (4) 旅館・ホテル等を二次避難先とする場合の取扱い

- ・ 応急仮設住宅の供与期間は原則2年以内とされているが、こうした長期間にわたり、本来営業の用に供する旅館・ホテル等を災害対応の用に供するのは適当でないと考えられることから、旅館・ホテル等を二次避難先とする場合は、あらかじめ事業者と協議して、利用期間を定めておくことが望ましい。

## 4 他ブロック等への応援要請

- ・ 関西圏域内だけでは、避難元府県が必要とする避難先や避難の受入れに必要な人員・資機材等の確保が困難な場合は、国、全国知事会、他ブロック等に応援要請を行う。

< 関西圏域と他ブロック等との主な相互応援協定 >

関西広域連合・九州地方知事会「災害時の相互応援に関する協定」

全国知事会・47都道府県「全国都道府県における災害時等の応援に関する協定」

同協定では、中部圏知事会が、近畿ブロック知事会の相対ブロックとなっている。

## 5 費用負担

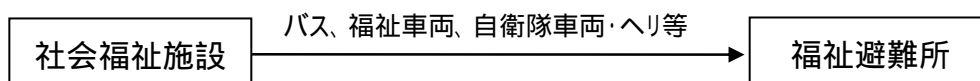
- ・ 広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に避難先府県・市町村の負担とならないことを原則とする。今後、国に対し、原子力事業者への求償方法の具体化や災害救助法の適用による国による費用負担のあり方の具体化を求める。

## 避難行動要支援者の広域避難

### (1) 基本パターン

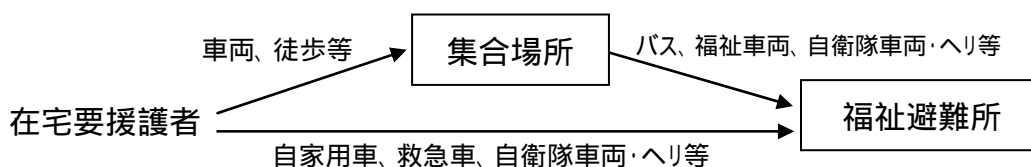
- ・ 避難行動要支援者については、避難行動自体がリスクとなる可能性を考慮し、移動の困難性やリスクの程度など各人の特性を踏まえた避難計画を策定する必要がある。
- ・ 今後、災害対策基本法及び内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、市町村が災害全般に対応する要支援者の個別避難計画の策定に取り組むこととなるので、これに合わせて、原子力災害の特性を踏まえ、広域避難先の調整、移送手段の確保等について、広域連合として支援を行っていく。
- ・ なお、想定される要支援者の広域避難パターンは次のとおり。要支援者の特性に応じて、迅速な避難の実施、移動のリスクの軽減の双方の観点から、広域避難先の調整、移送手段の確保など十分な準備を行う必要がある。

#### a) 社会福祉施設入所者・通所者



社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

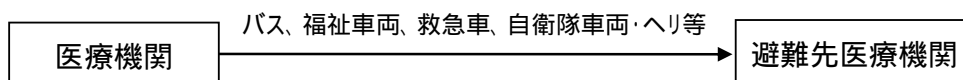
#### b) 在宅要援護者



介助する家族等がいるかどうかで異なる扱いを検討する必要がある。

心身の状況により社会福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院等の措置が必要な在宅要援護者については、当該措置を講じる。

#### c) 医療機関等入院患者



### (2) 要援護者情報の共有

- ・ 避難元府県・市町の要請により、避難先府県・市町村はあらかじめ要援護者の避難先の確保を調整する。調整に当たっては、要援護者情報の共有が不可欠であるため、災害対策基本法第4章第3節(避難行動要支援者名簿の作成等)の規定に基づき、必要な情報共有を行う。

## おわりに

### 1 避難元府県・市町による広域避難計画の策定

- ・ 避難元府県・市町は、避難先府県・市町村と協議し、本ガイドラインを踏まえ、地区単位に住民の避難方法（集合場所、避難手段・経路、スクリーニング及び除染の実施場所、避難所の名称、避難所の運営体制等）を定める広域避難計画を策定する。
- ・ 災害発生時には、避難元府県・市町が、国の避難指示に基づき、事態の進展、緊急時モニタリングの結果等を考慮し、広域避難の要否、時期、対象、方法等を判断し、実際の措置を講じる。事前に策定する広域避難計画は、その判断と実際の措置を迅速・的確に行うために不可欠なものであることに留意すべきである。
- ・ UPZ 内の住民等は、広域避難計画の内容を理解し、災害発生時に適切に対処できるよう準備しておく必要がある。このため、避難元府県・市町は、広域避難計画の策定に際し住民等の意見を聴取するほか、計画策定後は、パンフレットの配布、説明会の開催、地区単位の訓練の実施等により、住民等への周知徹底を図る必要がある。

### 2 避難先府県・市町村による地域防災計画の改定

- ・ 避難先府県・市町村は、円滑な避難の受入れが可能となるよう、地域防災計画を改定し、広域避難の受入体制（避難所の運営体制、職員の動員体制等）を整備する。
- ・ なお、広域避難（広域一時滞在）は、原子力災害に限らず、南海トラフ巨大地震など大規模広域災害の対策としても重要であるため、本ガイドラインの取りまとめと時機を合わせて、関西府県・市町村が足並みを揃えて、地域防災計画に広域一時滞在の実施及び受入れに関する規定を導入することが望ましい。このため、広域連合では、地域防災計画における広域一時滞在に関する規定の記載例を示す【参考7（調整中）】。

### 3 広域避難計画及び地域防災計画の実効性確保

- ・ 広域連合は、本ガイドラインを踏まえて策定・改定された広域避難計画及び地域防災計画の実効性を確保するため、避難元府県・市町及び避難先府県・市町村と連携して、広域避難に係る研修及び訓練を実施することとする。

### 4 本ガイドラインの随時更新

- ・ 広域連合は、国の原子力災害対策指針の改定や国内外の原子力災害対策に係る新たな知見が得られるなど、様々な状況の変化に対応して、随時本ガイドラインの更新を図り、内容の充実を図るものとする。





[別添] 避難元・避難先マッチング（避難所レベル）

作成例

避難元府県名		県		避難元				集合場所		避難経路
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		
	(小学校区)	人口	(大字・町名)	人口	(必要に応じて)	人口				
市		4,321		2,468		1,668	小学校	市 町1-2-3	国道 号 舞鶴若狭自動車道 ( IC IC) 国道 号 国道 号 国道 号 県道 号 国道 号	
						234				
						345				
						94				
						55				
	72									
				1,357	-	-	小学校	市 町1-2-3	国道 号 舞鶴若狭自動車道 ( IC IC) 国道 号 国道 号 国道 号 県道 号 国道 号	
				496	-	-	小学校	市 町1-2-3	国道 号 舞鶴若狭自動車道 ( IC IC) 国道 号 国道 号 国道 号 県道 号 国道 号	
				1,234	-	-	小学校	市 町4-5-6	国道 号 舞鶴若狭自動車道 ( IC IC) 国道 号 国道 号 国道 号 県道 号 国道 号	
	計	5,555		5,555						

避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先							備考
名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		避難所			
				名称	所在地	名称	所在地	受入可能人数	
総合運動公園	県 市 4-5-6	県	市	運動公園	町1丁目1 1	同左		1,668	
						小学校	町2丁目2 2	234	
						小学校	町3丁目3 3	345	
						公民館	町4丁目4 4	94	
						福祉センター	町5丁目5 5	55	
						集会所	町6丁目6 6	72	
総合運動公園	県 市 4-5-6					市民センター	町7丁目7 7	1,357	
総合運動公園	県 市 4-5-6					高校	町8丁目8 8	496	
総合運動公園	県 市 4-5-6					総合体育館	町9丁目9 9	1,234	
								5,555	

【参考1】避難元・避難先の全体像

- ・いずれの避難元府県・市町とも、事故発生施設の位置や事故時の風向き等に応じて柔軟な対応ができるよう複数の避難先の確保を計画している。
- ・このうち、関西広域連合では、福井県内4市町及び滋賀県内2市の第2避難先と、京都府内7市町の西方向の避難先の調整を行っている（網掛け部）。

避難元			区分( :PAZ含む :UPZ含む)				UPZ内人口 (人)	避難先の考え方	
府県名	地域名	市町名	敦賀	美浜	大飯	高浜			
福井県	嶺北	福井市					2,000		
		鯖江市					61,000		
		越前市					85,000		
		池田町					1,000		
		南越前町					12,000		
		越前町					23,000		
	嶺南 (東部)	敦賀市					68,000		
		美浜町					11,000		
	嶺南 (西部)	若狭町					16,000		敦賀、美浜、大飯、高浜で事故発生 状況に応じた柔軟な対応ができるよう複数の 避難先を確保(避難方向は考慮しない。) 第1避難先:避難先A(県内) 第2避難先:避難先B(県外)
		小浜市					31,000		
おおい町						9,000			
高浜町						11,000	大飯、高浜で事故発生 状況に応じた柔軟な対応ができるよう複数の 避難先を確保(避難方向は考慮しない。) 第1避難先:避難先A(県内) 第2避難先:避難先B(県外)		
滋賀県	長浜市					28,000	敦賀、美浜で事故発生 状況に応じた柔軟な対応ができるよう複数の 避難先を確保(避難方向は考慮しない。) 第1避難先:避難先A(県内) 第2避難先:避難先B(県外)		
	高島市					30,000		敦賀、美浜、大飯、高浜で事故発生 状況に応じた柔軟な対応ができるよう複数の 避難先を確保(避難方向は考慮しない。) 第1避難先:避難先A(県内) 第2避難先:避難先B(県外)	
京都府	京都市					300	大飯、高浜で事故発生 南方向に避難する場合:避難先A(府内) 西方向に避難する場合:避難先B(府外)		
	舞鶴市					89,000			
	南丹市					4,200			
	京丹波町					3,500			
	綾部市					9,300			
	福知山市					600			
	宮津市					20,300		高浜で事故発生 南方向に避難する場合:避難先A(府内) 西方向に避難する場合:避難先B(府外)	
	伊根町					1,600			

( 計 516,800 )  
( 網掛け部計 253,500 )

避難先A(府県内)	避難先B(府県外)		備考
市町名	府県名	市町名	
福井市内	(なし)		
坂井市、勝山市	石川県	加賀市	
坂井市、あわら市	石川県	小松市、能美市	
大野市	(なし)		
永平寺町	(なし)		
坂井市	(なし)		
福井市、小浜市	奈良県	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市	
おおい町、大野市	(なし)		
鯖江市、越前市	兵庫県	北播磨(西脇市、小野市、三木市、加西市、加東市、多可町)、丹波(篠山市、丹波市)	
越前町		中播磨(姫路市、市川町、福崎町、神河町)、但馬(豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町)	
敦賀市		阪神北(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)	
敦賀市			
草津市、甲賀市、東近江市	大阪府	大阪市(一部)、泉北(堺市、和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町)、中河内(八尾市、東大阪市、柏原市)、南河内(松原市、藤井寺市、羽曳野市、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)、泉南(岸和田市、泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1避難先が受入困難な状況の場合、第2避難先に避難</li> <li>・避難先Bの予備枠を和歌山県内で確保、必要に応じ和歌山県内に避難先を割当て</li> <li>・第3避難先として中部等他区域も検討</li> </ul>
大津市、草津市		大阪市(一部)、豊能(豊能町、能勢町、池田市、豊中市、箕面市)、三島(吹田市、高槻市、茨木市、島本町、摂津市)、北河内(枚方市、守口市、門真市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市)	
京都市内	(なし)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難先Bの予備枠を徳島県内で確保、必要に応じ徳島県内に避難先を割当て</li> </ul>
京都市、宇治市、城陽市、向日市	兵庫県	神戸市、阪神南(尼崎市、西宮市、芦屋市)、淡路(洲本市、南あわじ市、淡路市)	
南丹市内			
京丹波町内			
亀岡市、福知山市		西播磨(相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町)	
福知山市内			
長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市		東播磨(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)	
精華町			

【参考2】関西2府8県バス協会々員保有車両台数一覧

調整中

【参考3】主な避難経路（避難元市町別）

調整中

【参考4】避難中継所候補地一覧

調整中

【参考5】関西2府8県放射線測定機器保有状況

調整中

【参考6】スクリーニング測定記録票（様式例）

ふりがな 氏名									
男 女	明大昭平	年 月 日生							
現住所									
検査日時 場所 測定者	年 月 日						(サイン)		
サーベイメータの形式				身体汚染スクリーニング測定結果 (着用中の衣服を含む) 必要ならば図中にも記入					
サーベイメータの管理番号									
負傷	<input type="checkbox"/> 要 救急処置 <input type="checkbox"/> 要 介 護 <input type="checkbox"/> 無			スクリーニング計数率					
病 気 そ の 他 (妊 娠)	<input type="checkbox"/> 要 救急処置 <input type="checkbox"/> 要 介 護 <input type="checkbox"/> 処置を要しない			部 位	以 上 ( cpm)	以 下			
安定ヨウ素剤の服用	有 ( 月 日 時 mg ) 無			A (頭 部)					
除染処置 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不 要				B (顔(特に鼻腔))					
				C (両 肩)					
				D (両手の掌)					
外部被ばく推定線量当量 全 身 mSv <sup>注)</sup> 観察 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不 要				E (両手の甲)					
				F (服及びズボンのポケット)					
				G (その他)					
				(注)	<input type="checkbox"/> バックグラウンドを含む <input type="checkbox"/> 正味計数率				
スクリーニングレベル	40Bq/cm <sup>2</sup>	(	cpm β γ						
換算の係数	Bq/cm <sup>2</sup> /cpm								
バックグラウンド計数率	cpm								

注) SPEED I ネットワークシステム等のデータより被災者の居た地域と時間を参考にスクリーニングチームが記入する。

【参考7】地域防災計画における広域一時滞在に関する規定の記載例

調整中